

平成30年（2018年）7月5日
区民委員会資料
環境部生活環境担当

住宅宿泊事業（民泊）の届出状況について

中野区における住宅宿泊事業（民泊）の届出状況（平成30年6月25日現在）について報告する。

1 住宅宿泊事業法第3条に基づく届出受理件数

58件

内訳	家主居住型	33件、	家主不在型	25件		
	制限区域内	23件、	制限区域外	35件		
	一戸建て	19件、	共同住宅	37件、	長屋	2件

2 中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例第6条第3項に基づき許可した件数（家主同居型）

16件

【参考】制度周知用チラシ（別紙）

平成30年6月15日から、住宅宿泊事業法による

民泊が始まりました

住宅宿泊事業法は、急速に増加する「民泊」について、安全面・衛生面の確保がなされていないこと、騒音やごみ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること、観光客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するため、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図るものとして、新たに制定された法律です。区へ届け出ることによって、一般の「住宅」で年間180日（泊）まで宿泊事業ができます。

◆区の条例により、制限区域※では平日（月曜日の正午から金曜日の正午まで）の民泊を禁止しています。

◆ただし、家主同居型（ホームステイ型）で必要な要件を充たす場合は、区長の許可を受けることで、住居専用地域でも平日に民泊を実施することができます。



※制限区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に該当する区域



◆制限区域内で事業を実施しようとする場合には、周辺住民に対して文書で事前周知を行わなければなりません。

◆住宅の管理を住宅管理業者が行う「家主不在型」の場合は、区の施設で事業説明会を実施しなければなりません。

◆届出が受理された住宅には、玄関の扉やポスト等に区から発行された標識が掲示されています。

◆家主が同居していない住宅の場合は、標識に緊急連絡先（電話番号）が記載されています。

◆届出住宅の所在地は、区のホームページで公開しています。

住宅宿泊事業（民泊） Private Lodging Business	
届出番号 Private Lodging Number	〒 番 号
届出年月日 Date of Notification	※ 外 部
住宅宿泊事業実施者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊事業実施者の住所 Address of Certified Private Lodging Administrator	〒 番 号
住宅宿泊事業実施者の連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	



◆事業者には、安全・衛生面への配慮、騒音防止のための宿泊者への説明、近隣住民からの苦情への対応、宿泊者名簿の作成等が義務づけられています。

宿泊事業を行う場合は、旅館業法の許可または住宅宿泊事業法による届出が必要です。
無許可、無届の場合は旅館業法違反として罰則の対象になります。

平成30年6月